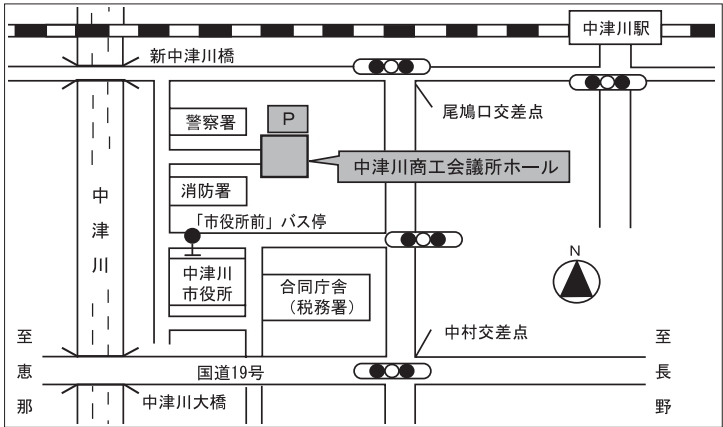


2月16日(火) 3月15日(月) (土・日を除く)

税の申告は自分で書いてお早めに

平成21年分の所得税や個人事業者の消費税、市・県民税の申告受付が2月16日(火)から始まります。期間の終盤は混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。記載が完了した申告書は、郵送で提出してください。
送付・問い合わせ

確定申告 ☎ 508 8611 中津川市かやの木町4 3
中津川税務署 ☎ 0573 66 1202
市・県民税申告 ☎ 509 7292 (住所不要)
市役所税務課市民税係 ☎ 26 2111 (内線506)



確定申告

とき 2月16日(火) 3月15日(月) 午前9時 午後5時(土・日を除く)
ところ 中津川商工会議所ホール
期間中、税務署で申告相談は行いません

問 中津川税務署 ☎ 0573 66 1202
3月15日(月)までは、自動音声案内に従い「0」(確定申告テレフォンセンター)をダイヤルしてください
確定申告の必要な方

事業を行っている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで、平成21年中の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方。

市・県民税申告

平成22年度の市・県民税は、平成22年1月1日現在、市内に住所を有する方で、平成21年中の所得を基準に算出します。期間内に所得の申告を行ってください。

問 税務課市民税係 (内線504・506)

【市・県民税の申告受付会場】
期間中は、どの会場でも受け付けますが、混雑を緩和するため、地区ごとに日にちが違います。左記の表を参考にお出掛けください。

市役所会議棟での申告受付

とき 2月16日(火) 3月15日(月) 午前9時 午後5時(土・日を除く)
ところ 市役所会議棟

とき	対象地区
2月16日(火) 22日(月)	大井町
23日(火) 26日(金)	長島町
3月1日(月) 2日(火)	東野
3日(水)	飯地町
4日(木)	中野方町
5日(金)	笠置町
8日(月)	武並町
9日(火)	三郷町
10日(水) 15日(月)	市内全域

南部5地域

各地区での申告受付

期間中、各地区でも申告の受け付けを行います。混雑が予想されますので、市役所会議棟へお越しいただける方は、会議棟での申告をお願いします。

申告会場	とき	対象地区
中野方コミュニティセンター	2月16日(火) 15区	5区
JA 恵那北部支店	17日(水) 6 11区	11区
飯地公民館	18日(木) 毛呂窪・本郷	18日(木) 姫栗・河合
三郷公民館	19日(金) 飯地町全域	23日(火) 野井
武並コミュニティセンター	22日(月) 飯地町全域	24日(水) 佐々良木・椋実
5振興事務所	23日(火) 野井	25日(木) 藤
	26日(金) 竹折	2月16日(火) 岩村町全域
	3月15日(月) 山岡町全域	3月15日(月) 明智町全域
	(土・日除く) 上矢作町全域	申原全域

申告の必要な方

1月1日現在、市内に住所のある方は、申告が必要です。ただし次の方は申告の必要はありません。
確定申告をした方
給与支払報告書や公的年金支払報告書を提出している方で、ほかに所

給与所得者で、給与収入が2千万円を超える方、給与所得や退職所得以外の各種所得(農業所得など)金額の合計額が20万円を超える方や給与を2力所以上からもらっている方。
なお給与所得者や年金受給者でも、多額の医療費の支払いや住宅ローンなどで住宅を建てた場合は、確定申告で所得税が還付になる場合があります。

ホームページから簡単に申告書を作成できます

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/index.htm>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、簡単に申告書などを作成することができます。また国税電子申告・納税システム(e Tax)も利用できます。

税理士による無料税務相談所

次に該当する方は、無料税務相談を利用できます。平成20年の所得金額が、300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者の方で消費税の課税事業者の場合は、平成21年分の基準期間の課税売上高が3千万円以下の方。給与所得者や年金受給者(高額所得者や相談内容が複雑な方は、遠慮ください)。
なお e Tax による申告指導を

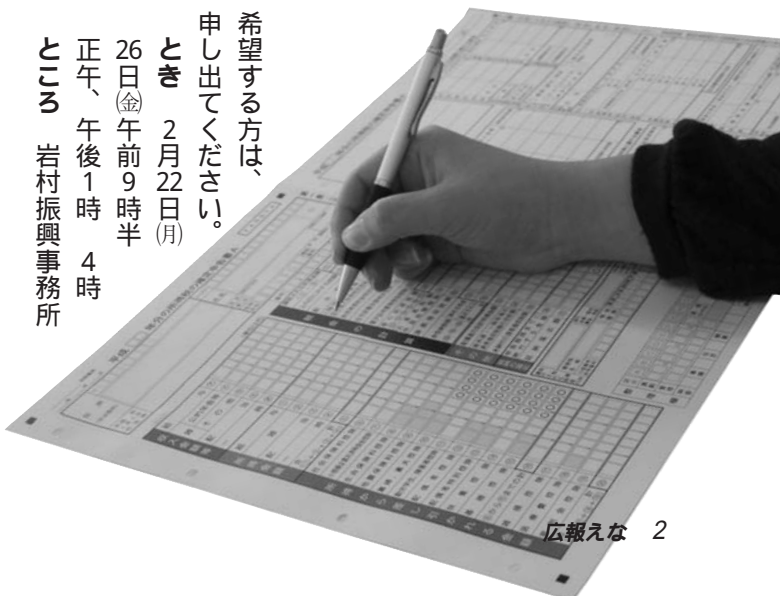
得のない方ただし社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除などの控除を受けようとする方は申告が必要です。
注意 平成21年中に所得のなかった方でも、国民健康保険に加入している方は、保険料の算定のため、簡易申告書の提出が必要です。
また扶養認定などのため、所得証明書などが必要な方も、申告書の提出をお勧めします。

申告に必要なもの

送付された市・県民税申告書または簡易申告書 印鑑 平成21年中の収入金額の分かるもの、源泉徴収票(給与所得・公的年金)、報酬等支払調書、事業の収支が分かる書類 保険料控除証明書(社会保険料・個人年金・生命保険・地震保険料) 申告で、国民年金保険料などの社会保険料控除を受ける場合は、支払証明書の添付が義務付けられています。社会保険庁などから送付された証明書をご持参ください

【市・県民税の住宅ローン控除】

対象者 平成11年以降に入居した方で、所得税から引き切れない住宅ローン控除可能額のある方。
平成19年と20年に入居した方は、所得税の控除期間を15年に選択でき



希望する方は、申し出てください。
とき 2月22日(月) 26日(金) 午前9時半 正午、午後1時 4時
ところ 岩村振興事務所

マイホームを取得した方の住宅借入金等特別控除説明会

とき 2月3日(水) 午前の部 9時半 午後の部 1時半
ところ 恵那文化センター集会所

公的年金受給者の申告相談会

確定申告期間前に、公的年金受給者の所得税の確定申告を受け付けます。収支内訳書などの作成が必要な方は、税務署などの申告会場での申告をお願いします。
とき 2月9日(火)、10日(水) 午前9時半 午後4時半
ところ 市役所会議棟

の特例があるため、対象外です。
手続き 平成21年度課税分までは、市へ申請書の提出が必要でしたが、平成22年度課税分からは、年末調整や確定申告で手続きができるため、市への申告は不要です。
源泉徴収票または確定申告書に、住宅借入金等特別控除可能額や居住開始年月日などの記載がない場合は、控除の対象になりませんのでご注意ください

要介護・要支援認定を受けている方も障害者控除の対象に

65歳以上の方で、介護保険制度に基づき要介護1・5・要支援2の認定を受けている方は、障害者手帳などを取得していなくても、所得税法や地方税法上の「障害者控除」の申告ができます。

この控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」は随時交付しています。必要な方は「介護保険被保険者証」をご持参の上、高齢福祉課か、お近くの振興事務所までお越しください。

なお本人と同一世帯(住民登録上)以外の方が手続きを行う場合は、委任状が必要です。
問 高齢福祉課(内線123・124)